

2021 年度版 国税徴収法理論集・法改正による修正事項

2021. 3. 25

法改正により、理論集に下記の訂正が入ります。★マーク部分は受験に関係がある重要箇所です。

ページ	訂正箇所	改正前	改正後	備考
71	1 のタイトル	1 公売参加者の制限	1 公売実施適正化の措置★★★	2021. 3. 25
71	1 (4) 下に追加	改正による追加	<p>(5) 最高価申込者等の取消（徴 108⑤）★★★</p> <p>税務署長は公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらを最高価申込者等とする決定を取消することができる。</p> <p>① 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であった者を含む。）</p> <p>② 法人の役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）</p>	2021. 3. 25
73	□, 6 後ろに割込み		<p>□, 6 見積価額の決定及び公告等（徴 98、99）</p> <p>□, 7 暴力団員等に該当しないことの陳述★★★ (徴 99 条の 2)</p> <p>公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を陳述しなければ、入札等を行うことができない。</p> <p>① 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下暴力団員等という。）であること。</p> <p>② 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。</p>	2021. 3. 25

73	(4)下へ追加		<u>(5) 公売保証金の国庫帰属(徴 108③)</u> <u>公売参加制限者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定を税務署長が取消したときは、その処分を受けた者の納付した公売保証金は国庫に帰属する。</u>	2021. 3. 25
73	7 タイトル番号	<u>□, 7</u> 公売保証金の提供(徴 100)	<u>□, 8</u> 公売保証金の提供(徴 100)	2021. 3. 25
74	8 タイトル番号	<u>□, 8</u> 公売の方法	<u>□, 9</u> 公売の方法	2021. 3. 25
75	9 タイトル番号	<u>□, 9</u> 最高価申込者等の決定	<u>□, 10</u> 最高価申込者等の決定	2021. 3. 25
75	10 タイトル番号 条文番号	<u>□, 10</u> 入札又は競り売りの終了の告知(徴 106)	<u>□, 11</u> 入札又は競り売りの終了の告知 (徴 106、 <u>徴 106 の 2</u> )	2021. 3. 25
75	10 の中に追加		<u>□, 11</u> 入札又は競り売りの終了の告知 ★★★ (3) 終了の公告は、公売公告の方法と同様に行う。 <u>(4) 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等(その者が法人である場合には、その役員。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合は、この限りでない。</u>	2021. 3. 25
75	11 再公売	<u>□, 11</u> 再公売(徴 107) (1) 再公売ができる場合 <u>全文を右記と差換え</u>	<u>□, 12</u> 再公売(徴 107) (1) 再公売ができる場合 ★★★ <u>税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は次順位買受申込者が定められていない場合において公売参加が制限された者、若しくは公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等、又は法人の役員のうち暴力団員等に該当する者があると認められる場合にこれらの者を最高価申込者とする決定等の取り消し、若しくは買受代金の納付の期限までの納付がないことにより売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする</u>	2021. 3. 25

78	(4) 下に追加	(4) 買受人の通知及び公告	<p>(4) 買受人の通知及び公告</p> <p><u>(5) 暴力団員等に該当しないことの陳述等 (99 の 2)</u>  <u>公売不動産を随意契約により買い受けようとする者 (その者が法人である場合には、その代表者) は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を陳述しなければ、買い受けることができない。</u></p> <p><u>① 公売不動産の随意契約により買い受けようとする者 (その者が法人である場合には、その役員) が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) であること。</u></p> <p><u>② 自己の計算において当該公売不動産を随意契約により買い受けさせようとした者 (その者が法人である場合には、その役員) が暴力団員等であること。</u></p> <p><u>(6) 調査の嘱託</u>  <u>税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産を随意契約により買い受けさせようとした者 (その者が法人である場合には、その役員。以下同じ。) が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。</u></p>	2021. 3. 25
----	----------	----------------	--	-------------

79	1 売却決定の方法	<input type="checkbox"/> 1売却決定の方法 (2) 不動産等の売却決定(徴 113①) 税務署長は不動産等を換価に付するときは、 公売期日から起算して7日を経過した日 (「売却 決定期日」という)において最高価申込者に対し て～	<input type="checkbox"/> 1売却決定の方法 (2) 不動産等の売却決定(徴 113①) ★★★ 税務署長は不動産等を換価に付するときは、公売期日から起算して7日 <u>(不動産の換価による最高価申込者が暴力団員等でないことの調査を嘱託する場合は21日)</u> を経過した日(「売却決定期日」という)において最高価申込者に対して～	2021. 3. 25
143	3の後へ追加	<input type="checkbox"/> 3両罰規定	<input type="checkbox"/> 3両罰規定 <input type="checkbox"/> <u>4虚偽陳述の罰則(徴 189)</u> <u>暴力団員等に該当しないこと等の陳述の規定により、陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u>	2021. 3. 25

(注) 本教材につきましては、作成する段階改正を反映しておらず、本年1月1日施行されたものにつき、示しましたものです。